

「歯科診療報酬 2010年改定の要点と解説」正誤表

(2010年3月22日現在)

頁	訂正箇所	誤	正
P11	「歯科診療報酬点数表」の歯科疾患在宅療養管理料の注	初回算定は初診月および翌月内に管理計画書を提供したとき.	初回算定は管理計画書を提供したとき
P16	「改定の要点」3の(3)の2行目	†は一般の歯科診療所において算定し、 2は地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準に適合する病院などにおいて算定する。	削る
P33	「歯科疾患管理料」の解説の表中、2回目以降・提供時期の※の2行目	…提供月から3カ月に1回…	…提供日から3カ月に1回…
P34	「歯科疾患管理料」の解説の図・歯科疾患管理料の算定のイメージ	1 列目 歯科疾患管理料 月1回 110点 最終列 初診月 歯科疾患管理料 月1回 110点	歯科疾患管理料 初回 110点 初診月および翌月 歯科疾患管理料 初回 110点
P54	「歯科訪問診療料」の解説4の1行目	…歯科訪問診療を行い、…	…歯科訪問診療料を算定し、…
P59	「歯科疾患在宅療養管理料」の解説5の3行目	…カルテに記載する.	…カルテに要点を記載する.
P 59	「歯科疾患在宅療養管理料」の解説の表中、1回目・提供時期の1～2行目	…（歯周疾患に罹患する…	…（歯周疾患に罹患 <u>している</u> …
P149	「改定事例6」の4/1の4行目	義管 B	義管 B（調整方法・指導内容 略）
P150	「改定事例6」の5/12の3行目、6/7の3行目	義管 B	義管 B（調整方法・指導内容 略）
P150	「改定事例6」の7/3の3行目	義管 C	義管 C（調整方法 略）
P151 -152	「改定事例7」の4/6の8行目、5/6の8行目	義管 B	義管 B（調整方法・指導内容 略）
P153 -154	「改定事例8」の4/23の14行目、5/1の1行目	義管 B	義管 B（調整方法・指導内容 略）

「歯科点数早見表 2010年4月版」正誤表

(2010年3月19日現在)

頁	訂正箇所	誤	正
P8	「在宅医療」の歯科疾患在宅療養管理料の注	初回算定は初診月および翌月内に管理計画書を提供したとき.	初回算定は管理計画書を提供したとき

